

「戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (骨子)」とは？



意見募集期間

令和2年8月5日 から 令和2年9月3日

Q. どういう内容なの？

公共デジタルサイネージ等の設置推進やエリアマネジメント活動促進のため、公益性の高い屋外広告物に対する規制を緩和します。

屋外広告物による事故防止のため、屋外広告物の安全管理を強化します。

Q. 市民生活にどういう影響を与えるの？

屋外広告物の表示禁止地域である公共空間においても、市長の許可を受けて、公共案内板などの施設・物件に一般広告物を表示することが可能になります。

民間団体による地域の公共的取組事業の財源確保目的で、良好な景観形成に寄与する広告物に限り、表示禁止地域内でも市長の許可を受けて一般広告物を表示することが可能になります。

屋外広告物の現行規定の表示者、設置者、管理者に加えて所有者または占有者にも、当該屋外広告物の管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明確にします。併せて、屋外広告物などの専門的知識を有する者による点検を義務化し、屋外広告物の安全性確保の充実に図ります。

皆様のご意見をお待ちしています！

